

## 【テーマ2】 訪問看護

### 1 現状

#### (1) 訪問看護

- 訪問看護とは、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。病院・診療所又は訪問看護ステーション（医療機関に併設されているものと単独で開設しているものがある）がサービス提供を行うこととなっている。
- 居宅における訪問看護の対象者に対しては、年齢、疾患や医療の必要性（状態、処置の頻度等）に応じて、医療保険又は介護保険から給付が行われる。
- 介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとされており、要介護被保険者等については、末期の悪性腫瘍である場合、難病患者である場合、急性増悪等による主治医の指示があった場合等に限り、医療保険の給付が行われる。
- 就業している看護職員のうち、訪問看護ステーションに就業している者は年々増加しているものの、全体に占める割合としては約2%と依然として低い状況にある。
- 訪問看護ステーションが開設した看護小規模多機能型事業所は、医療ニーズの高い利用者を受け入れているが、看護小規模多機能型事業所を併設している訪問看護ステーションの数及び全体に占める割合は伸び悩んでいる。

#### (2) 訪問看護に係るサービス提供

##### 1) 訪問看護ステーション

- 訪問看護ステーションについては、近年の増加が著しい。  
※ 医療保険：8,613事業所（平成28年5月審査分）、介護保険：8,484事業所（平成28年4月審査分）

- 訪問看護ステーションの利用に係る費用や利用者数は、医療保険・介護保険ともに増加傾向にあるが、医療保険の伸びの方が大きい。
- 訪問看護ステーションの1事業所当たり従事者数は6.5人であり、従事者数が5人以上の事業所の割合は増加傾向にあるものの、従業者数が5人未満の事業所が未だに半数近くを占める。(平成27年9月時点)
- 訪問看護の利用者からは、「24時間対応」を期待されており、訪問看護ステーションにおいては、従事者数が多くなるほど、24時間対応等の体制を確保できる傾向にある。一方、従業者数に占めるリハビリテーション職の数の割合が高い訪問看護ステーションほど、そのような体制を確保できていない。
- 訪問看護利用者のうち死亡によるサービス終了者について見ると、在宅で死亡した者が約半数である。また、死亡によるサービス終了者は、介護保険の利用者より医療保険の利用者の方が多く、ターミナルケアに係る評価の算定件数も医療保険の方が多い。  
※在宅以外での死亡によるサービス終了者に限ると、介護保険の利用者の方が多い。

## 2) 病院・診療所

- 訪問看護を行う病院・診療所の数は、訪問看護ステーションの数より少ない。また、医療保険による訪問看護を行う病院・診療所の数が多く、介護保険による訪問看護を行う病院又は診療所の数は減少傾向にある。  
※ 医療保険：4,284機関(平成28年5月診療分)、介護報酬：1,629機関(平成28年4月審査分)

## 2 主な課題

- 24時間対応等の患者が安心して在宅で療養するための体制整備が求められる一方、医療・介護の担い手が減少する中で、従事者の働き方を考慮しつつ、充実した訪問看護を行うためには、訪問看護ステーションの事業規模の拡大や病院・診療所が行う訪問看護の拡大を進めることが必要である。また、医療と介護の連携を推進する観点から、訪問看護ステーションが併設する看護小規模多機能型事業所のような訪問看護と他のサービスとを組み合わせた複合型のサービス提供が十分でないとの指摘がある。

- 悪性腫瘍以外の患者へのサービス提供に当たっては、予後予測が困難なことから個別のケースにより様々な対応が想定され、悪性腫瘍以外の患者の看取りへの対応が十分でない可能性がある。

### 3 検討の視点

- 在宅への円滑な移行支援のための訪問看護の提供体制を整備する観点から、訪問看護ステーションの事業規模の拡大や、病院・診療所が行う在宅支援の拡大や人材育成を進めるための方策について、どのように考えるか。
- 多様なニーズに柔軟に対応するために、訪問看護と他のサービスを組み合わせた複合型のサービス提供を推進することについて、どのように考えるか。
- 患者・家族が安心して在宅での療養生活を送るための訪問看護の24時間対応や急変時対応について、どのように考えるか。
- 末期の悪性腫瘍等の患者以外の介護サービス利用者の看取り期において、容体変化の不安を抱える家族や介護職を支えるための医療の関与について、どのように考えるか。